

保保発1225第9号
令和2年12月25日

全国健康保険協会理事長 殿
健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局保険課長
(公 印 省 略)

保険者が定める届出様式における押印の廃止について
(要請)

行政手続における書面・押印・対面の見直しについては、「当面の規制改革の実施事項」（令和2年12月21日規制改革推進会議）において、「書面・押印・対面を前提とした我が国の行政手続の制度・慣行を抜本的に見直し、役所に行かずともあらゆる手続ができる社会の実現に取り組む」とする方針を示すとともに、「「健康保険被扶養者異動届」など民間法人である健康保険組合において様式を定める書類についても押印を求めないよう要請する」とこととされたところである。

また、健康保険制度における届出については、「健康保険法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令」（令和二年十一月三十日厚生労働省令第百八十九号）等により、事業主、船舶所有者等及び社会保険労務士の押印を不要とするとともに、医師による意見書の押印も不要としたところである。

こうしたことから、保険者が定める届出様式（付加給付申請書や保健事業の利用申請等の保険者が定める届出、その他の保険者が独自に求める届出）についても、事業主、船舶所有者、社会保険労務士及び被保険者の押印を不要とする取扱いとするよう見直しをお願いする。

なお、口座振替申出書における「金融機関登録印」については、押印が必要な届出であるため、引き続き押印を求められたい。

また、この要請は紙媒体による届出にかかるものであり、電子申請においては、引き続き電子証明書の添付等が必要であることを申し添える。

令和元年8月30日付け事務連絡「被保険者が適用事業所を経由して提出する届出等における押印等の取扱いについて」及び令和2年8月3日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点からの適用事業所等が書面で提出する届出の取扱いに係る緊急対応について」については廃止する。